

○ 招 集 告 示

蓮白衛組告示第32号

平成25年第5回（12月）蓮田白岡衛生組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年12月17日

蓮田白岡衛生組合

管理者 中 野 和 信

1 期 日 平成25年12月24日（火）午後1時30分

2 場 所 蓮田白岡衛生組合大会議室

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

平成25年第5回定例会 会期12月24日 1日間

応招議員（12名）

1番	山	口	博	史	議員	2番	石	原	富	子	議員		
3番	森		伊	久	磨	議員	4番	黒	須	大	一	郎	議員
5番	中	野	政	廣	議員	6番	本	橋		稔	議員		
7番	菱	沼	あ	ゆ	美	議員	8番	成	田	能	祥	議員	
9番	遠	藤		誠	議員	10番	大	倉	秀	夫	議員		
11番	栗	原		勇	議員	12番	鬼	久	保	二	郎	議員	

不応招議員（なし）

平成25年第5回（12月）蓮田白岡衛生組合議会（定例会）会議録

平成25年12月24日（火曜日）

議事日程（第1号）

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 会議録署名議員の指名
- 4 会期の決定
- 5 諸報告
- 6 管理者提出議案の報告並びに上程
- 7 議案第16号、議案第17号の一括上程
- 8 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告
- 9 議案第16号の内容説明
- 10 議案第16号に対する質疑
- 11 討 論
- 12 採 決
- 13 議案第17号の内容説明
- 14 議案第17号に対する質疑
- 15 討 論
- 16 採 決
- 17 副管理者のあいさつ
- 18 閉 会

午後1時29分開会

出席議員（12名）

1番	山口博史	議員	2番	石原富子	議員
3番	森伊久磨	議員	4番	黒須大一郎	議員
5番	中野政廣	議員	6番	本橋稔	議員
7番	菱沼あゆ美	議員	8番	成田能祥	議員
9番	遠藤誠	議員	10番	大倉秀夫	議員
11番	栗原勇	議員	12番	鬼久保二郎	議員

欠席議員（なし）

議長より出席要求者

小 熊 康 由	蓮田市 みどり 環境課長	齊 藤 俊 治	白岡市 環境課長
---------	--------------------	---------	-------------

説明のための出席者

中 野 和 信	管理者	小 島 卓	副管理者
細 井 良 江	会計 管理者	千 代 康 弘	事務局長
黒 崎 晃	庶務課長	齊 藤 晃	廃棄物 対策課長
山 崎 喜 紀	リサイクル 推進課長	小 林 秀 之	施設課長

事務局職員出席者

書記 土 橋 秋 宏	書記 藤 井 勇 年
書記 中 太 裕 司	書記 新 井 僚 二
書記 高 橋 利 男	書記 塚 越 忍

◇

◎開会の宣告

(午後1時29分)

○黒須大一郎議長 12月定例議会のご案内を申し上げましたところ、年末のお忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年第5回蓮田白岡衛生組合議会定例会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○黒須大一郎議長 直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎会議録署名議員の指名

○黒須大一郎議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において

8番 成 田 能 祥 議員

9番 遠 藤 誠 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○黒須大一郎議長 日程第2、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日12月24日の1日といたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

◎諸報告

○黒須大一郎議長 日程第3、諸報告をいたします。

本定例会に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承ください。



◎管理者提出議案の報告並びに上程

○黒須大一郎議長 日程第4、管理者提出議案の報告並びに上程を行います。

事務局に朗読をいたさせます。

千代事務局長。

〔事務局長朗読〕

○黒須大一郎議長 ただいま報告いたしました議案は、あらかじめお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。



◎議案第16号、議案第17号の一括上程

○黒須大一郎議長 議案第16号ないし議案第17号を本定例会に上程いたします。



◎管理者提出議案の総括説明並びに行政報告

○黒須大一郎議長 日程第5、管理者提出議案の総括説明並びに行政報告を求めます。

中野管理者。

○中野和信管理者 皆さん、こんにちは。黒須大一郎議長さんのお許しをいただきましたので、提出議案につきましてご説明を申し上げたいと存じますが、その前に一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成25年第5回蓮田白岡衛生組合議会定例会が開催されますことに、まずもって厚く御礼を申し上げる次第でございます。また、議員の皆様におかれましては、まさに年末の大変お忙しい中ご参集を賜り、まことにありがとうございます。日ごろ両市をはじめ当組合進展のため多大なるご尽力を賜っておりますことに、重ねて御礼を申し上げる次第であります。ことしも1年間大変お世話になりました。ありがとうございました。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、提出議案につきまして総括説明をさせていただきます。

初めに、議案第16号 蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」による消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案するものでございます。

続きまして、議案第17号 平成25年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,495万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億113万9,000円とするものでございます。

主な内容につきましてご説明申し上げます。まず、歳入ですが、粗大ごみ処理施設爆発事故に伴う復旧工事の全ての契約が調いまして、建物災害共済の共済金の支払いがありました。金額が確定いたしましたので、現歳入予算額との差額分の減額をお願いするものでございます。

歳出につきましては、総務費として職員給与関係の減額並びにこのたびの消費税法及び地方税法の一部改正に伴う計量器などのシステム改修費用をお願いするものでございます。また、衛生費につきましては、粗大ごみ処理施設爆発事故対応工事費用が確定したことから、やはり歳入と同様に、歳出現予算額との差額分の減額のほか、し尿処理施設関係において、膜カートリッジの購入並びに機器補修工事に要する費用の補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、後ほど事務局から説明申し上げますので、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

以上、提出議案の総括説明をさせていただきました。慎重審議賜りまして、ご可決賜りますよう、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

引き続きまして、3件の行政報告をさせていただきます。お手元にしたためてございますので、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

最初に、蓮田白岡衛生組合粗大ごみ処理施設の復旧工事について申し上げます。本年3月13日に発生した蓮田白岡衛生組合の粗大ごみ処理施設の爆発事故に係る粗大ごみ処理施設の復旧工事についてご報告申し上げます。粗大ごみ処理施設本体の補修工事につきましては、大規模な補修工事となりますことから、平成26年2月28日を工期末としておりましたが、一日も早い施設の復旧を図るため、施工業者との調整を図りながら工事計画を見直したところ、年内に工事が終了する見込みとなりました。

なお、本工事に係る費用につきましては、財団法人全国自治協会を通じて加入している建物災害共済に対して共済金の請求を行い、10月10日に工事費用全額となる1億7,981万8,485円が入金されました。このたびの粗大ごみ処理施設爆発事故の対応工事の内訳につきましては、裏面に詳細を記

載しておりますので、ご参照願います。

今後におきましても、細部にわたる搬入物の内容検査を実施しながら、爆発事故が発生することのないよう、安全管理を徹底し、再発防止に努め、適正なごみ処理を推進してまいります。

続きまして、エコプラザまつりの開催及び雅楽谷の森フェスティバル参加について申し上げます。お手元に資料をしたためてございますので、ご参照いただきとうございます。

去る10月20日日曜日に第2回エコプラザまつりを実施いたしました。この事業は、エコプラザ開館に伴い、昨年まで年2回実施しておりました、リサイクル品展示販売会にかわるイベントとして、循環型社会の構築に向けての啓発事業の一環として開催したものでございます。

内容といたしましては、毎回好評となっている肥料の販売、牛乳パックとトイレトーパーとの交換、ペットボトルキャップと肥料との交換のほか、新聞紙を活用したエアドームづくり体験会を実施し、参加者に大変好評を博しました。

さらには、地域の団体との協働による地域活性化の一環として、蓮田市、白岡市の商工会による地域特産品の販売も実施いたしました。当日は雨模様にもかかわらず、来場者数は319人と大変盛況に終わることができました。

また、去る11月3日日曜日には、蓮田市で開催されたイベント雅楽谷の森フェスティバルの会場内にて、エコプラザの開館PRとリユース（再使用）の推進を図る目的として、環境センターに搬入された資源物（衣類）の中からリユース可能な子供服を選別し、無償提供を実施しました。市民の方々からは、「まだまだ着られるものがたくさんあるのですね」との声をいただき、リユースの推進にご協力をいただきました。

今後におきましても、蓮田市、白岡市で実施されるさまざまなイベントに積極的に参加し、啓発事業の幅を広げるとともに、エコプラザを住民啓発施設として周知を図り、情報発信の場として活用いただけるよう、市民のリサイクルやエコ活動の推進に努めてまいりたいと考えております。

最後に、ごみ収集日程表看板の設置について申し上げます。平成24年10月からの分別収集の変更に伴い、ごみの分け方・出し方のルールを周知するために作製した、ごみ収集日程表ポスターが多くの住民の方々にご好評をいただいたことから、このたび耐久性のあるプラスチック製のごみ収集日程表看板を製作し、管内の集積所に配布及び配置を行いましたので、ご報告いたします。

今回のプラスチック製のごみ収集日程表看板の設置に当たっては、蓮田市自治連合会並びに白岡市行政区長会の方々のご協力をいただき、管内のごみ収集業務を委託している白岡蓮田環境事業協同組合の協力を得ながら、管内3,000カ所余りの集積所へ、組合職員みずからが巡回し、設置をしたところであります。設置後の住民の皆様の声として、「カラーのイラストが入っていて見やすい」、「紙のように傷まず、長もちするので、助かる」といった感想をいただいております。今回設置した看板については、長きにわたりご利用いただけるものと思っております。

今後におきましても、住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら分別の徹底並びにごみの減

量化及び資源化の推進に努めてまいりたいと考えております。実物は今ごらんのものでございます。

以上で行政報告を終わらせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○黒須大一郎議長 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告が終わりました。



◎議案第16号の内容説明

○黒須大一郎議長 日程第6、議案第16号 蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

千代事務局長。

○千代康弘事務局長 議案第16号 蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本議案は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」が、平成24年8月22日に公布され、消費税率が平成26年4月1日より、従来の5%から8%に引き上げられることから、消費税等の円滑かつ適正な転嫁を確保する必要性に鑑みて、廃棄物処理手数料の取り扱いにつきまして、必要な改正を行うものでございます。

今回の改正といたしましては、現在の内税方式の廃棄物処理手数料を外税方式に改めるものでございます。

なお、今回の改正に当たり、平成25年12月6日に開催されました蓮田白岡衛生組合廃棄物減量等推進審議会において、「消費税率引き上げに伴う一般廃棄物処理手数料の見直しについて」諮問させていただいたところ、同日付で「諮問のあった消費税率引き上げに伴う一般廃棄物処理手数料等の見直しについて、慎重に審議を行った結果、諮問の内容に異議ない旨決定いたしました」との答申をいただいているところでもあります。

それでは、主な改正内容についてご説明申し上げます。議案書の改正後・改正前の対比表をごらんください。

条例32条の2において、右側の改正前における下線部分、「定める額とする」の部分を「掲げる区分に応じ算定した額に消費税及び地方消費税率を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

ただし、別表第2中の区分中、多人数の出入りする場所及び簡易水洗便所等並びに粗大ごみ、組合で指定する場所に搬入するときの手数料については、消費税及び地方消費税率を乗じて得た額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。」と改めるものでござい

ます。

この改正は、手数料の収受の際に、混乱が生じないように対処するための処置を講じたものでございます、

次に、別表第2の改正でございますが、改正前については消費税額を含む表示であったものを、改正後では消費税抜きの表示とするものであり、各手数料において外税方式の金額に改めるものです。詳細につきましては、後ほど添付資料をもとに説明させていただきます。

次に、附則といたしまして、「この条例の施行期日を平成26年4月1日から施行する。」としております。

なお、経過措置といたしまして、「この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例第32条の2の規定に基づく廃棄物処理手数料のうち、同条例第14条第1項に規定する指定ごみ袋の交付を受けたものは、この条例による改正後の指定ごみ袋の交付を受けたものとする。」とし、各家庭で保有されている指定袋について、本条例改正後においても使用できる旨を定義させていただきました。

それでは、引き続きまして議案16号の説明資料をごらんください。まず、資料の1ページでございますが、平成25年10月1日に閣議決定がされたものですが、下段の下線部分において、「消費税率（国・地方）については、平成26年4月1日に5%から8%へ引き上げることを確認する」とされております。

次に、2ページの資料につきましては、平成25年10月8日付、総務省から各都道府県に宛てられた「消費税率（国・地方）の引き上げに伴う公共料金等の取り扱いについて」の通知文ですが、税負担の円滑かつ適正な転嫁を求める内容のものであり、3ページの平成25年8月1日付の物価担当官会議申し合わせの「消費税率引き上げに伴う公共料金等の改定について」においても、同様の趣旨の通知がされているところであります。

次に、4ページの平成25年10月10日付、埼玉県から各市町村への通知では、本文中4行目の「消費税は」云々のところですが、「消費税は、最終的には消費者に負担を求めることを予定している税であるという基本的性格に鑑みると、地方公共団体は消費税の増税相当分を当然に料金等に転嫁すべきものであり、円滑な実施が図られるよう適切に対処していただきたい。仮に、増額分に対して適正な転嫁措置を行わず、各自治体等によって住民税等で肩代わりすることは、本来は利用者等に転嫁すべき消費税を住民全体に転嫁するといった不合理が生じ、結果として住民間に不公平が生じることとなるなど不適正な措置である。」との内容で通知がなされ、各市町村に対し、消費税の適正な転嫁措置を求めているものです。

また、5ページの平成25年10月16日付環境省からの「消費税率および地方消費税率の引き上げに伴う一般廃棄物処理に係る手数料等の取り扱いについて」の通知では、6ページをごらんください。第1項では、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に関し、徴収する手数料等について、消費税率

の引き上げがなされることを踏まえ、円滑かつ適正な転嫁が行われるよう適切な対応を行うこと。第2項では、手数料等の端数処理については、合理的かつ明確な方法により実施すること。第3項では、消費税率の引き上げに当たっては、円滑かつ適正な転嫁について、住民及び事業者の十分な理解を得られるよう努めることとされております。

以上のように消費税の適正転嫁について国の方針が示されておりますので、当組合における廃棄物処理手数料の見直しを図るものでございます。

7ページの資料をごらんください。廃棄物処理手数料の消費税率変更に伴う影響額について試算したのになります。

①、し尿（くみ取り時に使用する清掃券）につきましては、一般的な世帯（3人）で試算しますと、年間で528円の負担増となります。

②、有料指定ごみ袋については、平成24年度の購入実績より試算したところ、年間で146円の負担増が想定されます。

裏面に移りまして、持ち込み料金についてですが、こちらは環境センターに直接ごみを搬入される場合の料金となります。消費税率の変更に伴い、30キロ搬入した場合は10円の負担増、70キロ搬入した場合は30円の負担増、120キロ搬入した場合は50円の負担増となり、10キロ、20キロの搬入の場合は、現行と料金の差はございません。

なお、この持ち込み料金について、10円未満の端数を切り捨てることで、料金徴収窓口での混乱を緩和する措置を講じております。

④、粗大ごみ収集につきましては、現行の500円、1,000円、2,000円の料金設定をそれぞれの税抜き価格に改めまして、合計額に消費税率8%を乗じた金額を徴収することになりますが、例示にあるように、申し込みの多い品目で1回収当たり5点で試算しましたところ、140円の負担増が想定されます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○黒須大一郎議長 説明が終わりました。



◎議案第16号に対する質疑

○黒須大一郎議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、栗原議員。

○11番 栗原 勇議員 11番、栗原勇です。

今までの5%の場合は、内税ということでやってきまして、これからは外税の表示ということで

すね。そうしましたら、例えば有料指定ごみ袋の場合の45リットル用10枚入りの場合、税抜き価格が480円ですから、掛ける1.08で計算しますと518円になると。そうすると、店頭、お店の価格もこの518円ということになるのでしょうか。

○黒須大一郎議長 千代事務局長。

○千代康弘事務局長 1枚当たりが一応48円という本体価格とさせていただきます、10枚ですので、本体価格が480円と。条例上では1枚当たりの単価になっております。480円に1.08を掛けまして518円ということになります。

以上でございます。

○黒須大一郎議長 11番、栗原議員。

○11番 栗原 勇議員 5%の内税のときには、例えば45リットル入りのやつですね、10枚入りとしましょう。45リットル用10枚入り480円が税抜き価格。掛ける1.05をしますと504円になるのです。504円になるのですが、実際店頭で売っている場合には500円ということで売っているわけで、10円未満は切り捨てると、切り捨てて今まではやってきたというふうを考えてよろしいでしょうか。

○黒須大一郎議長 千代事務局長。

○千代康弘事務局長 従来は45リットル1枚50円ということで、内税価格ということで、それが10枚になりまして500円ということで売られていた商品ということでございます。それを今回は、1枚当たり本体価格を48円。これは今の1.05に直しますと50.4円でございます、1枚当たり。その端数は切り捨てているということに、本体価格は一応48円という形にさせていただきます、10枚当たり480円となりますので、そこから1.08を掛けますと518円、端数切り捨てという形での料金設定でございます。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○黒須大一郎議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

11番、栗原議員。

○11番 栗原 勇議員 11番、栗原勇です。議案第16号 蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利

用の促進に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。

消費税増税によって、低所得者ほど負担は重くなります。消費税率が8%になった場合、年収1,500万円以上の世帯では、消費税負担が年収の2.7%にとどまるのに対して、年収200万円以上250万円未満の世帯では7.6%にも上ります。税負担の逆進性によって、貧困と格差はますます広がっていきます。

消費税増税の一方で、景気がなかなか回復しない中で、特に食料品や生活必需品が値上がりし、庶民の負担がふえています。医療や介護の負担増も計画されています。一方、低賃金、年金の引き下げなど所得が減って、生活はますます厳しさを増しています。

日本共産党は、所得に応じて税を負担する税制度の改革を進めるべきと考え、消費税増税には反対です。地方自治体の役割は、住民福祉の向上です。国の悪政から住民を守るためにも消費税の転嫁はやめるべきです。

以上の反対理由を述べまして討論といたします。

○黒須大一郎議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

1番、山口議員。

○1番 山口博史議員 1番、山口博史です。議案第16号 蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

昨年、消費税の増税を柱とする社会保障と税の一体改革関連法案が成立し、今後消費税の段階的な引き上げが予定されているところです。現在の蓮田白岡衛生組合の廃棄物処理手数料は、消費税及び地方消費税を含んだ内税方式となっておりますが、今般の改正は消費税等の転嫁方法を外税方式に改めるものとなっております。

蓮田市、白岡市も廃棄物処理事業における費用負担の多くは、蓮田市、白岡市両市の負担額が占めております。県、国からの借入額を除くと、全体の70%を超える比率で負担をしている現状であります。このことは、両市の財政事情から当組合に対する負担軽減を求めざるを得ない状況下にあるとともに、廃棄物処理手数料の受益者負担の原則から見ても、このたびの消費税等の転嫁措置はやむを得ないものと考えます。ご承知のとおり廃棄物処理は、市民生活に欠かせない重要なライフラインであります。今後も多くの市民の方々をはじめとする当組合施設を利用される皆様方に、安全で安定した廃棄物処理を提供していくためにも、安定した資金を確保し、計画的な施設の更新に努めていく使命があると思います。

このようなことから、私は本案に賛成の意をあらわすものであります。

以上です。

○黒須大一郎議長 ほかに反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○黒須大一郎議長 これより採決に入ります。

議案第16号 蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○黒須大一郎議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第17号の内容説明

○黒須大一郎議長 日程第7、議案第17号 平成25年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

朗読を省略して、内容説明を求めます。

千代事務局長。

○千代康弘事務局長 議案第17号 平成25年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第3号）につきまして内容説明申し上げます。

今回の補正は、第1条において、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,495万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億113万9,000円とするもの……失礼いたしました。歳入歳出それぞれ21億113万9,000円とするものでございます。

続いて、第2条におきまして債務負担行為の補正でございます。恐れ入りますが、2ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正でございますが、次年度に実施します広報誌作成業務委託の債務負担行為の追加をするものです。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお開き願いたいと思います。まず歳入でございますが、5款諸収入、2項雑入、1目雑入につきましては、粗大ごみ処理施設爆発事故対応工事に係る公有建物災害共済金が確定したことにより減額するものでございます。

次に、7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金につきましては、9月議会の補正予算において、将来への施設整備等に必要な財源を確保するための施設整備基金として予算を確定

したところであり、本積立金2,500万円の資金運用の利息分について、基金預金利子として補正するものでございます。

次に、2項財産売却収入、1目物品売払収入につきましては、庁用自動車入替えに伴う旧庁用自動車の処分による売払収入を計上するものでございます。

5ページをお開き願いたいと思います。歳出につきましてご説明申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の2節給料から4節共済費及び19節負担金及び交付金につきましては、主に今年の3月末で退職者が1名出たことにより、その費用を減額するものです。

7節賃金につきましては、リサイクルプラザ事務補助職員の勤務形態の効率化を図ったことから減額するものです。

次の11節需用費の印刷製本費につきましては、今年度ほぼ執行見込みがつかしましたので、減額するものです。

次に、15節工事請負費の会議録システム改修工事につきましては、会議録システムの記憶媒体を電子データ化することで、保管並びに会議録作成業務の効率化を図るために、改修する費用をお願いするものです。

次に、2目財産管理費の13節委託料でございますが、用地測量業務委託料といたしまして組合敷地内に登記上、「水」という旧の河川が残っているために、公図訂正等の登記申請に要する費用をお願いするものです。

次の人事給与システム業務委託料といたしまして、人事給与パソコンで使用しているOSがウィンドウズXPを使用しております。平成26年4月9日をもって保守サポートが終了されることから、OSの変更に要する費用をお願いするものです。

次に、消費税率改正に伴う機器プログラム改修業務委託料につきましては、平成26年4月1日からの消費税率改定に伴い、計量器データ処理システムプログラム改修業務委託並びに納付書発行システムプログラム改修業務委託のソフトウェア改修が必要になることからお願いするものです。

次に、ごみ集積所管理システム導入業務委託料につきましては、現在、蓮田市、白岡市内の集積所の管理については、住宅地図上での管理をしているところであります。今後、地図情報が変更となっても、継続して管理できるよう、電子データ化するものでございます。

3款衛生費、1項清掃費、2目じん芥処理費、13節委託料のごみ処理施設維持管理業務委託料につきましては、ごみ処理施設の維持管理業務委託を委託する執行額が確定したことから減額するものです。

次に、15節工事請負費のごみ処理施設機器補修工事につきましては、ごみ処理施設において、不具合や故障を起こした機器の補修を行う工事3本分をお願いするものです。1つ目は、キレート設備補修工事、2つ目といたしまして、ごみ投入ホッパーケーシング補修工事、3つ目といたしまして、ページ用ファン補修工事でございます。

次に、粗大ごみ処理施設爆発事故対応工事につきましては、行政報告でもご説明いたしましたが、粗大ごみ処理施設の爆発事故に係る復旧工事の執行額が確定したことから減額するものです。

次に、3日し尿処理費、11節需用費の消耗品につきましては、し尿処理の固液分離を行うための膜カートリッジが損傷し、交換が必要になったことから、70枚分を購入する費用でございます。

次に、薬品費につきましては、し尿処理の過程で、遠心分離器による汚水と汚泥の分離作業において使用する薬剤の不足が見込まれることから、薬剤の購入費用をお願いするものです。

次に、15節工事請負費のし尿処理施設機器補修工事につきましては、し尿処理施設機材搬入口シャッター補修工事等の工事3本分をお願いするものです。1つ目といたしまして、機材搬入口シャッター補修工事、2つ目といたしまして、遠心分離器汚泥排出シュート補修工事、3つ目といたしまして、遠心分離器インバータ交換工事でございます。

次に、4款公債費、1項公債費、2目利子でございますが、起債償還額の支払い見込み額が決まりましたので、減額するものです。

次に、7ページ、職員の給与明細書、8ページに債務負担行為に関する調書を掲載してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○黒須大一郎議長 説明が終わりました。



◎議案第17号に対する質疑

○黒須大一郎議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、栗原議員。

○11番 栗原 勇議員 11番、栗原です。

5ページのところで、2款財産管理費のところの説明の欄の上から3つ目のところですが、消費税率改正に伴う機器プログラム改修業務委託料として288万9,000円ということで、これは結局5%から8%に変わることによって使うわけですね。ということは、また、やがては10%にということが計画されていますから、また、その時点でもこれらの費用がかかるというふうに考えられるのでしょうか。

○黒須大一郎議長 斉藤廃棄物対策課長。

○斉藤 晃廃棄物対策課長 将来的には消費税は10%が予定されておりますので、それを見込んでのソフトウェアの改造になります。

以上です。

○黒須大一郎議長 11番、栗原議員。

○11番 栗原 勇議員 見込んでということは、仮に10%になった場合でも、このプログラム改修費用というのは委託料は入ってこないということでしょうか。

○黒須大一郎議長 齊藤廃棄物対策課長。

○齊藤 晃廃棄物対策課長 失礼しました。今回の改造では、将来的に8%、10%になっても、どちらにも対応できるような改造を予定しております。ですので、10%のときには費用は発生しません。以上です。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 ほかに質疑はありませんか。

3番、森議員。

○3番 森 伊久磨議員 3番、森でございます。

3款2目のじん芥処理費のうちのごみ処理施設機器補修工事778万1,000円の増額補正なのですが、これは今年度当初予算においても、同様の名目で、1億1,200万円か、ごみ処理施設機器補修工事ということで、当初予算でも1億1,000万ほどの予算が立てられておまして、また今回1,500万の減額が出て、金額が、減額が出たものだから、778万の増額を出したというふうにもちよっととれなくもないのですけれども、1億1,000万出て、また778万と同じ名目で補修工事が出るというのは、何か理由があるのですか。

○黒須大一郎議長 千代事務局長。

○千代康弘事務局長 当初予算で1億1,000万というのは、主に基幹整備ということです。将来的に平成40年度まで使う施設ということで今動いていまして、主に大きいAランクの工事をやっている事業が主でございます。

今回ごみ焼却施設の補修工事というと、こちらにあるごみ焼却施設の中で工事3本分なのですが、現在不具合が、機器に故障が起こって不具合が生じている部分を、778万1,000円なのですが、内容説明を申し上げますと、1つ目、キレート設備補修工事というのがございます。それは、焼却する場合に発生しますばいじんを、キレート剤という重金属を溶出させないようにする薬剤を混合する機械がありますが、そちらの設備のダクトが腐食しまして、穴があきそうな状態に今なっている状況なので、それが約302万4,000円かけて直したいというふうを考えております。

また、2つ目としまして、ごみ投入ホッパーケーシング補修工事というのがございますが、やはりごみ焼却施設なのですが、焼却炉にごみを投入する受け口のケーシング、受け皿のところなので、すけれども、そちらのほうが、ゆがみとやはり亀裂が生じているというところがございます。これは3炉分なのですが、346万5,000円という形で直したいというふうを考えております。

3つ目といたしまして、パージファン補修工事というのがございますが、こちらの急冷塔の下部にある排気ガスが出ていく部分のところ冷却していく機能を持つものなのですが、そちらの補修

工事で約129万2,000円であります。確かに当初予算でそれだけの金額があるのではないかというお話があるのですが、どうしても18年使っている施設でございますので、全てが保守メンテしているわけではございません。全て網羅しているわけではございませんで、いろんな点検の中、もしくは職員の常時点検の中で、これはまずいぞというようなところがあれば、このような機会に直しておいたほうが、住民皆さんのために迷惑がかからない施設になるのではないかというような形で補正をさせていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

○黒須大一郎議長 3番、森議員。

○3番 森 伊久磨議員 3番、森でございます。

ということは、当初見込みで立たなくて、その3点の補修に関しては立たなくて、今年度の業務を遂行していく中で、不具合が発覚したとか生じたということで、わざわざ補正で組んでいるわけですから、生じたということで、という認識でよろしいのですか。

○黒須大一郎議長 千代事務局長。

○千代康弘事務局長 はい、そのとおりです。

○黒須大一郎議長 ほかに質疑はありませんか。

7番、菱沼議員。

○7番 菱沼あゆ美議員 7番、菱沼です。

衛生費の中のし尿処理の消耗品で、膜カートリッジの70枚分ということで286万7,000円がありますけれども、消耗品というのは年間で使うべきものの枚数というのは恐らく決まっていたのではないかなと思うのですが、この70枚というのは、例えばし尿の量がいつもより多くて足りなくなったのか、それともほかに理由があつてのことなのか、その辺のところを教えてください。

○黒須大一郎議長 小林施設課長。

○小林秀之施設課長 消耗品の膜カートリッジを買うに当たっては、在庫がまず幾つあるかどうか問題になりまして、当初あった在庫が、年に2回掃除をするのですけれども、そのときに、その膜カートリッジというものが余りにも詰まっていたりすると、それを替えなくてはいけないということで、時に汚泥の詰まりぐあい相当詰まってしまうと交換をしないではいけないというときがあります。それによって、1回に40枚ぐらい使うときもございます。今現在18枚しか在庫がありませんので、70枚分ぐらいはとっておかないと、今度また2月、3月に1回掃除をするのですが、そのときに不足が生じるのかなということで、今回補正させていただきました。

今膜カートリッジがどういうものかわかりづらいかと思いましたが、現物を1枚持ってきました。これが膜カートリッジで、これが150枚が連なっていて、これが1ユニットです。それが3ユニットがありまして、合計450枚、これでし尿の固体分と液体分を分けております。その…

〔何事か言う人あり〕

○小林秀之施設課長 これの購入分となります。

以上です。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 ほかに質疑はありませんか。

9番、遠藤議員。

○9番 遠藤 誠議員 さっき森議員の質問に対して答えたというのは、当初修繕費というのは箇所づけしてあって、その他の修繕というとり方をしていないということで理解してよろしいのでしょうか。

○黒須大一郎議長 小林施設課長。

○小林秀之施設課長 そのとおりでございまして、当初予算のときにつきましては、通常やるもの、こういった補正なり、緊急処理という形で突然壊れてしまったり、どうしても不具合が出たときには、それに対して対応する修繕にお金を使わせていただいております。

以上です。

○黒須大一郎議長 ほかに質疑はありませんか。

5番、中野議員。

○5番 中野政廣議員 5番、中野政廣です。

歳出のほうで、総務費の1目2節、3節、それから19節ですか、この関係だと思うのですが、1人減になっているのです、人件費が。補填しないという、先ほど話がありましたけれども、その理由をちょっと教えていただきたいと思います。

○黒須大一郎議長 千代事務局長。

○千代康弘事務局長 急遽退職者が1名出たということでございまして、臨時職員が当然そういう中でお願いしているところであるのですが、10月1日で採用予定もしていたのですが、採用のほうの予定が、申し込み等の経過が芳しくなく、見送りさせていただきました。来年4月採用ということで、先日1次試験が無事終わりました、これから面接試験ということで、1名採用を4月1日にする予定で考えております。

以上でございます。

○黒須大一郎議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○黒須大一郎議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○黒須大一郎議長 これより採決に入ります。

議案第17号 平成25年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒須大一郎議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時41分

○黒須大一郎議長 再開いたします。

現在員12名でございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。



◎副管理者の挨拶

○黒須大一郎議長 ここで、副管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許可します。

小島副管理者。

○小島 卓副管理者 それでは、閉会前に一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成25年第5回の蓮田白岡衛生組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員

の皆様方におかれましては、年末で大変お忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございました。

今回、ご提案申し上げました案件につきましては、慎重にご審議賜り、可決、認定を賜り、まことにありがとうございました。

今後とも、職員ともども住民サービスを第一に考えまして、生活環境のさらなる向上を目指しまして職務に精励してまいりたいと存じます。

今後も議員の皆様方のご指導、ご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、閉会前のご挨拶とさせていただきます。

本日は、大変ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○黒須大一郎議長 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。閉会にしてご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 ご異議なしと認めます。

これをもって平成25年第5回蓮田白岡衛生組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 2時43分